



2025年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社ジャムコ  
代表者名 代表取締役社長 恒松 孝一  
(コード番号 7408 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 夏井 孝之  
(TEL. 042-503-9145)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年5月27日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025年5月27日（火）
- (2) 公告日 2025年5月10日（土）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/koukoku.html>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が2025年4月18日に公表した「株式会社BCJ-92による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2025年4月21日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにおいて当社株式の全て（但し、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）、ANAホールディングス株式会社（以下「ANAホールディングス」といいます。）及び昭和飛行機工業株式会社（以下「昭和飛行機工業」といいます。）が、本公開買付けに応募しない旨を公開買付者と合意している当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の процедуруを実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者、並びに伊藤忠商事、ANAホールディングス及び昭和飛行機工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会の開催の要請を受ける予定であることから、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、当該基準日についても利用しない予定です。

以上